

軽微な工事の上限額引上げについて

「軽微な工事」については、積算基準の改定や消費税の税率の見直しにより、随意契約できる工事量が減少していることから、上限額の引上げを検討します。

記

1. 改正内容(案)

軽微な工事において、当初契約できる予定価格の上限額を、現行の200万円から250万円に上げます。

2. 実施時期(案)

平成30年4月1日

軽微な工事の上限額の引上げ実施 概要図

